

事業メニュー	二重被災者緊急対策 「二重被災者住宅債務償還特別支援」	事業 期間	H 1 9 ~ H 2 1
事業目的	被災者住宅支援対策事業「被災者住宅復興資金利子補給」(以下、「既存制度」という。)により利子補給を受けている被災者のうち、中越沖地震で被災したことにより新たな住宅債務を借り入れる被災者に、既存制度の利子補給等の対象となった期間以降の利子相当額について特別に補助することにより、2重被災者の負担を軽減し、住環境の確保及び早期生活再建を支援する。		
事業内容等	<p>1 補助対象者</p> <p>平成19年7月16日現在、中越大震災で被災したことによる住宅債務があり、さらに中越沖地震で被災したことにより新たに住宅債務の借入を行う者(既存制度の交付決定を受けていることが必要)。</p> <p>2 補助対象期間、補助対象経費</p> <p>既存制度の利子補給を受けている者で、中越沖地震で被災したことにより新たに借入をした者に対し、次の額を一括交付する。なお、既存制度(5年間)の対象となる部分のうち、未交付部分についても併せて一括交付する。 本事業に申請後は、既存制度の請求はできない。</p> <p>(1) 3重ローンになる場合(中越大震災前の借入+中越大震災による借入+中越沖地震による借入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中越大震災前の借入については、既存事業の住宅債務(二重ローン)償還特別支援事業で支払済みの部分を除く利子相当額の全額 ・中越大震災による借入については、既存制度の利子補給期間(5年間)以降の利子相当額(10年間分)(利子補給期間を延長したものとして計算する) <p>(2) 2重ローンになる場合(中越大震災による借入+中越沖地震による借入)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存制度の利子補給期間(5年間)以降の利子相当額(10年間分)(利子補給期間を延長したものとして計算する) <p>3 補助限度額</p> <p>中越沖地震の被災による住宅の復興のために新たに借り入れた住宅債務の額を上限とする。</p>		
申請方法	<p>申請先：市町村を經由し、復興基金事務局に提出</p> <p>申請方法：所定の様式に必要書類を添付して申請</p> <p>申請時期：随時</p>		

二重被災者住宅債務償還特別支援の事務の流れ

